

令和7年度 地域福祉貢献事業起業助成金 募集要項

応募期間 令和7年6月2日(月)から令和7年6月30日(月)
(郵送の場合、当日消印有効)

多摩区社会福祉協議会では、よりよい地域づくりを目指し、多摩区内で地域福祉に関する活動を行う団体を支援するために助成金事業を行います。



多摩区社協キャラクター
ミサタマドン

川崎市多摩区社会福祉協議会

令和7年度 地域福祉貢献事業起業助成金募集要項

川崎市多摩区社会福祉協議会

1 助成の目的

多摩区内の地域福祉の推進を目的として、多摩区内において福祉に関する事業を起業する団体・グループに対し、起業に必要な経費を交付します。

2 助成の対象

以下の要件に該当する団体・事業が対象となります。

(1) 対象団体

多摩区内でこれから起業し、活動しようとする団体・グループ等

(既に地域福祉に関する活動をしている団体も含む)

※1 団体等 1 回のみを対象とし、同一法人・団体、グループからの重複申請は認められません。

(2) 対象事業

多摩区内の地域福祉の増進に寄与するものと認められる事業を対象とし、つぎに掲げる各号にすべて該当していることを要件とします。

- ① 自発的な事業で公益性が高く、広く区民に利用や参加の機会が設けられていること。
- ② 事業の内容・実施方法が具体的であること。
- ③ 他の団体・グループへの広がりや事業の継続性に期待が持てること。
- ④ 事業実施前で、申請年度から翌年度内までに実施することが明示されていること。(ただし、申請時で実施後1年未満であれば可。)
- ⑤ 行政や第三者からの委託事業ではないこと。
- ⑥ 宗教活動、政治的活動、営利を目的とした事業ではないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)に規定する暴力団ではないこと。また、暴力団員が関与する組織ではないこと。

3 助成金額

予算総額 50,000円

1団体 申請上限 50,000円

※複数の団体・グループから申請があった場合は、審査により予算50,000円を按分することがあります。

※審査により、申請金額が減額される場合があります。

4 申請方法

所定の申請書（本会ホームページよりダウンロード）に必要事項を記入の上、次に記載する書類を添付の上、郵送もしくは窓口持参にて期日内に申請してください。

※ 窓口受付については平日 9 時～16 時となります。

※ 多摩区社会福祉協議会ホームページ <http://www.tamaku-shakyo.jp/>

5 申請書類

(1) 地域福祉貢献事業起業助成金申請書(様式第 1 号)

(2) 申請団体・グループ概要書(様式第 2 号)

(3) 申請事業計画書・予算書(様式第 3 号)

(4) 団体・グループの活動を証する資料

(定款・会則・規約・前年度事業報告書・前年度決算書・今年度予算書・申請する事業に係る資料等)

(5) 構成員名簿

(6) 助成金振込先口座通帳の写し

6 申請期間

令和 7 年 6 月 2 日(月)から令和 7 年 6 月 30 日(月)（郵送の場合、当日消印有効）

なお、申請期間の翌日以降の申込は一切受付いたしません。

7 選考及び結果

申請の内容について審査ののち、地域福祉貢献事業起業助成金の申請に係わる決定通知書(様式第 4 号)にて結果を 8 月中旬頃に申請団体へ通知いたします。

8 助成金交付決定後について

助成金の交付が決定した団体・グループは、事業終了後に、「実施報告書（様式 8）」の提出をお願いします。

※また助成金の交付が決定した後に、団体・グループの内容に変更が生じた場合は、「変更届（様式 5）」を提出してください。

9 提出・問い合わせ先

〒214-0014 川崎市多摩区登戸 1891 第 3 井出ビル 3 階福祉パルたま内

川崎市多摩区社会福祉協議会 地域課あて

TEL 044-935-5500 Fax044-911-8119

ホームページ <http://www.tamaku-shakyo.jp/>